

旭都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

平成31年3月

島 根 県

目 次

1. 都市計画の目標	
1) 都市づくりの基本理念	1
2) 地域毎の市街地像	2
2. 区域区分の決定の有無	
1) 区域区分の決定の有無	3
3. 主要な都市計画の決定の方針	
1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	4
① 主要用途の配置の方針.....	4
② 土地利用の方針.....	4
2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	6
① 交通施設の都市計画の決定方針.....	6
② 下水道及び河川の都市計画の決定方針.....	8
③ その他の都市施設の都市計画の決定方針.....	8
3) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	9
① 基本方針.....	9
② 主要な緑地の配置の方針.....	9
③ 実現のための具体の都市計画制度の方針.....	9

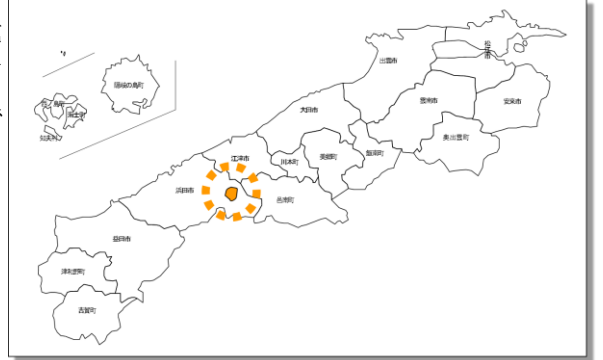
■ 参考附図 都市構造図

旭都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
(島根県決定)

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

1. 都市計画の目標

旭都市計画区域は、島根県と広島県の県境近くに位置する中国山地の山間に位置し、面積約6km²、人口約12百人の都市計画区域である。



本区域には中国横断自動車道広島浜田線（浜田道）のインターチェンジが設置されており、山陰・山陽等の周辺拠点都市と高速交通で結ばれ、交通利便性の高い地域に位置している。また、インターチェンジ周辺には、「島根あさひ社会復帰促進センター」が整備され、今後、同センターを中心に地域振興が図られることが期待されている。

本区域はこれらの都市基盤と併せ、山林や河川等の豊かな自然環境を有する区域であり、周辺には温泉やスキー場等の地域資源を活用した観光交流人口の拡大を進めるとともに、人口減少や少子高齢化等の課題解決への取り組みが必要となっている。

1) 都市づくりの基本理念

本区域は中国横断自動車道広島浜田線（浜田道）のインターチェンジが立地する環境と、豊かな自然や多様な観光資源を有する地域特性を活かし、交流人口の増加による活気ある都市づくりを目指す必要がある。

また、これまでの観光や農林業を中心とした産業振興に加えて、「島根あさひ社会復帰促進センター」を中心とした地域振興や、子供からお年寄りまで安全で快適に生活できる環境の整備により定住人口の確保も併せて行う必要がある。

これらを踏まえて、本区域の都市づくりの基本理念を次のように定める。

○ 地域資源を活かした人々が交流するまちづくり

本区域が有する美しく豊かな自然環境を保全・活用すると共に、浜田道を主軸とした交通機能の充実、温泉をはじめとした観光・レジャー施設の活用等豊富な地域資源を最大限活用することにより広域圏からの多様な人・物の交流の促進を図り、活気あるまちづくりを行う。

- 多様な産業の創出によるにぎわいあふれるまちづくり
 これまでの観光・農林業等の産業振興を更に推進することに併せ、「島根あさひ社会復帰促進センター」を中心とした地域振興や、定住促進に寄与する産業の振興を図る。
- 安全で快適な多世代が住みやすいまちづくり
 本区域の少子高齢化の状況に対応し、幅広い世代が安全で快適に生活するための日常生活を支援する社会基盤整備を図る。

2) 地域毎の市街地像

地域	将来の市街地像
南部地区	<p>この地区は、浜田市役所旭支所や学校・福祉施設等公共施設の多くが立地し、本区域の都市機能の中心的役割を果たす地区である。また、住宅・商業業務用途の建物が比較的集積しており、本区域の居住人口の大部分を占める地区である。</p> <p>今後は活気と魅力あふれる中心市街地として都市環境の整備に努め、本区域のみならず周辺地域を含めた複合的機能拠点としてのまちづくりを進める。</p> <p>また、周辺部の農地・山林等については農林業基盤の維持、営農環境の保全に努め、農林業と協調したまちづくりに努める。</p>
北部地区	<p>「島根あさひ社会復帰促進センター」が整備された地区であり、緑豊かな山林に囲まれる自然環境と調和した産業拠点地区である。今後は「島根あさひ社会復帰促進センター」を中心に地域振興を図り、賑わいのあるまちづくりの為に中心的地区に位置づける。また、山間には自然に恵まれた良好な居住環境の集落が形成されており、営農環境の保全を図りながら、定住を促進するための受け皿として本区域の住機能の一部を担うまちづくりを行う。</p>

2. 区域区分の決定の有無

1) 区域区分の決定の有無

本都市計画区域には区域区分を定めない。

なお、区域区分を定めないとした根拠は以下のとおりである。

本区域においては、人口、産業の動向から、今後無秩序な市街地の拡大の可能性は低く、区域区分を定めなくても自然的環境・農地等を保全しながら、良好な市街地の形成を図っていくことは可能であると判断する。

従って、引き続き区域区分を定めないとした。

3. 主要な都市計画の決定の方針

1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要用途の配置の方針

都市及び自然環境に配慮するとともに、将来における土地利用を総合的に勘案し、住宅地、商業業務地、工業地等の各配置方針について以下のとおり定める。

用途	地区名等	配置の方針
住宅地	中心市街地周辺部	効率的な土地利用を図りつつ、住宅地としての土地利用を主体とする地区として、良好な居住環境の形成を図る一般住宅地として配置する。また、木造住宅密集地においては、不燃化の促進、敷地の共同化などを進めるとともに、空き家・空き地などの低未利用地の有効活用を図り、良好で効率的な居住環境の形成を図る。
商業業務地	旭支所周辺地区	本区域の商業業務機能の中心を担う地区であるが、近年は人口の減少や周辺地域への消費者の流出に伴い、商業機能の低下が進んでいる。 このため、文化施設等との連携や良好な市街地環境の整備を図り、日常生活の利便性を増進する中心商業地として配置する。
工業地	旭インターチェンジ周辺地区	旭インターチェンジに近い立地条件を活用した工業を中心とする産業拠点として配置する。

② 土地利用の方針

a 居住環境の改善又は維持に関する方針

地区名等	方針
中心既成市街地	木造住宅密集地においては、不燃化の促進、敷地の共同化などを進めるとともに、空き家・空き地などの低未利用地の有効活用を図り、良好で効率的な居住環境の形成を図る。

b 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

地区名等	方針
建築基準法第 39 条 (災害危険区域) 地すべり等防止法 第 3 条 (地すべり防 止区域) 急傾斜地の崩壊によ る災害の防止に関す る法律第 3 条 (急傾斜地崩壊危険 区域) 土砂災害警戒区域等 における土砂災害防 止対策の推進に関す る法律第 7 条 (土砂 災害警戒区域)、第 9 条 (土砂災害特別警 戒区域)	災害防止の観点から、原則的に市街化の抑制を図る。
その他災害の発生の おそれがある地区	災害リスク、警戒避難態勢の整備状況等を総合的に勘案した 土地利用を図る。

c 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

地区名等	方針
市街地周辺緑地	周辺の都市環境と調和した緑地を確保するとともに、自然環境 の保全を図る。

2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

① 交通施設の都市計画の決定方針

a 基本方針

ア 交通体系の整備の方針

本区域の現況の道路網体系は、山陰、山陽の主要都市と結ぶ中国横断自動車広島浜田線を主軸としており、本区域の行政・産業等都市活動を支える重要な骨格軸として機能している。

また、主要地方道浜田八重可部線、浜田作木線、弥栄旭インター線等広域幹線道路によって周辺市町村との連携強化が図られるとともに、区域内の中心市街地や周辺集落の連絡網を形成している。

本区域のもう一つの主要な交通手段であるバス交通網については、広島－浜田間を運行する高速バスと在来路線バスで構成されており、住民が日常生活を営む上で重要な公共交通機関として機能している。

このような基本的認識を踏まえ、交通体系の整備方針を次のとおり定める。

○浜田道を主軸とした広域交通体系の確立

広域高速交通である中国横断自動車道広島浜田線（浜田道）を、本区域と周辺都市や地域を結ぶ主要交通軸と位置づけ、主要地方道浜田八重可部線、浜田作木線、弥栄旭インター線等広域幹線道路と併せて、社会・経済面等地域間交流の促進や観光ネットワークを形成する広域交通網として整備を強化する。

○市街地内幹線道路網の整備

市街地中心部の都市計画道路等幹線道路及び旭インターチェンジ周辺の市街地内連絡道路など、計画的な市街地内道路網の整備を図り、円滑な交通及び活力と魅力あふれる都市空間を形成する。

○公共交通機関の充実

本区域の主要な交通機関であるバス路線について利便性の向上を図るため、引き続き高速バスの充実を図ると共に、在来路線バスの運行の確保、利用促進に努める。

イ 整備水準の目標

都市施設	整備水準の目標
道 路	平成 27 年度末現在で都市計画道路の改良率が約 100%である。 ※改良率 =改良済延長（概成済含む）(km)／都市計画決定延長(km)

b 主要な施設の配置の方針

ア 道路

種別	配置の方針
自動車専用道路	高規格幹線道路として中国横断自動車道広島浜田線を位置づける。
幹線道路	○広域幹線道路 ㊦浜田八重可部線、㊦浜田作木線、㊦弥栄旭インター線等を配置する。 ○市街地内幹線道路網を確立する路線 市街地内の骨格軸として㊦旭停車場線等都市計画道路を配置する。

※㊦は主要地方道、㊦は都市計画道路とする。

c 主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備または着手することを予定している主要な施設は次のとおり。

主要な施設	路線名等
	幹線道路
道路	㊦浜田八重可部線

② 下水道及び河川の都市計画の決定方針

a 基本方針

ア 下水道及び河川の整備の方針

i 下水道

下水道は、公衆衛生の保持、浸水の防止、生活様式の改善等の生活環境の向上や公共用水域の水質保全を図る上で重要な役割を担っている。

下水道の整備手法については、地域の特性に応じた効率的かつ適正な整備手法を選択していくものとし、整備済みである公共下水道の処理区域を除く、市街地郊外部の既存集落では、合併処理浄化槽による個別処理により、全域の下水道整備を図るものとする。

ii 河川

本区域は、江の川水系の一級河川家古屋川が南北に貫流し、その間に多くの支川が合流している。これらの河川については、河川管理施設の機能を十分に発揮させるため、適切な維持管理を行い、地域の実情に応じた治水安全度を確保するものとする。

また、利水については水利使用者との調整を図りながら、水資源の有効かつ適正な利用に努めるものとする。

河川環境については生物の多様な生息・生育環境の保全に努めるとともに、流水の正常な機能を維持するために必要な流量の確保を図り、良好な河川環境や快適な水辺空間を形成することにより、住民の憩いの場となるような河川空間の創出に努める。

イ 整備水準の目標

都市施設	整備水準の目標
下水道	旭町の平成 27 年度末の現在の汚水処理人口普及率（汚水処理人口／行政人口）は約 85%であり、今後も引き続き基本方針等に基づき汚水処理人口普及率の向上に努める。

b 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備または着手することを予定している主要な施設は次のとおり。

主要な施設	整備概要等
下水道	整備水準の目標に掲げた汚水処理人口普及率の向上を目指して、合併処理浄化槽の整備を図る。

③ その他の都市施設の都市計画の決定方針

a 基本方針

本都市計画区域においては、地域住民が健康で文化的な市民生活を営むうえで欠くことのできない供給処理施設、教育施設、医療施設、社会福祉施設、その他都市施設については、既存施設の有効活用を努めるほか、設備の近代化を進め、市街化の動向、人口の変動に対応し、必要に応じた施設の整備を図る。

3) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

① 基本方針

ア 自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

本区域は、豊かな森林と清らかな溪流を有し、美しい水と緑に囲まれた自然に恵まれた区域である。また、この豊富な自然環境の中に様々な動植物が生息し、多用な生態系を形成している。

これらの豊かな自然環境に含まれた環境を保全し、地域住民の日常生活における憩いの場や自然とのふれあい、歴史風土に接する環境を形成するとともに、観光資源として活用していくため、本区域の自然的環境の整備・保全を図るものとする。

② 主要な緑地の配置の方針

配置計画	概要
環境保全系統の配置	中心市街地にオープンスペースを確保し良好な都市環境を形成するため、広場等施設緑地及び市街地内樹林地等を緑地として配置する。
	本区域を貫流する家古屋川等河川を緑地として位置づけ、河川環境・生態系の保全を図る。
	本区域の大部分を占める山林について、動植物等の生息・生育地の確保、都市環境の維持のため、緑地として保全を図る
レクリエーション系統の配置	水辺空間を活用したレクリエーション機能を有する緑地として家古屋川等河川を配置する。
	住民の健康の維持、増進、文化活動等に資する場として、総合公園「旭公園」を配置する。
防災系統の配置	土砂流出や地すべりの恐れがある市街地・集落周辺部の緑地の保全を図る。
景観構成系統の配置	市街地や集落外の山林の保全を図る。
	本区域内の河川を良好な河川景観を有する重要な緑地として位置づける。

③ 実現のための具体の都市計画制度の方針

都市公園等施設緑地については、必要な緑地の確保目標量を満たしているため、既存の緑地・公園施設の内容の更なる充実を図る方針とする。

■旭都市構造図

